

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4545  
25年5月16日(金)  
Tel・Fax 095-828-1953  
文責 支部書記長

# 不適切点呼執行 151,000件！

おはようございます。  
日本郵便は先月23日、集配業務を担う全国の郵便局のうち、75%にあたる2391か所の拠点で、法令で義務づけられた配送車両の運転手への点呼を適切に行っていないと発表しました。  
国土交通省は報告書を精査したうえで各地の運輸局が郵便局と集配センターに対し、貨物自動車運送事業法に基づく点呼を行う方針で、今月7日から全国の郵便局に各地の運輸局から監査が行われています。8日に長中局に入った監査もその一環です。

車への監査でした。この監査は今年2月と3月の点呼について行われ、点呼業務状況を確認したと言われています。また来月、軽四輪の点呼状況の監査が入ることです。



この不適切点呼問題はニュースや新聞などで大きく報じられ、お客様などから尋ねられた社員もいると思います。日本郵便のホームページでは、経過や今後の再発防止策が掲載されていますが、見た社員はどれくらいいるのでしょうか。職場でも結果などを説明するべきではないでしょうか。  
点呼執行状況の調査結果や再発防止策を、ニュースリリースから抜粋転載する形でお知らせします。

I、経緯  
近畿支社管内で点呼業務を実施しないまま配達業務を行った事案を2025年1月下旬に確認。

当該事案を受けて近畿支社管内の同規模の集配郵便局で点呼業務執行状況を確認したところ、不備があった郵便局が140局あったため、3月7日までに近畿支社から当該局へ訪問の上、是正指導(3月11日に公表済)。

II、原因  
意識の欠如、ガバナンスの不足、職場のマネジメントにおける課題  
III、再発防止策  
今後実施予定の取組  
社員研修を通じた点呼の重要性の意識付け、書

面のみ整える組織風土の改革、ガバナンスの強化とされています。



今回の監査では、アルコール検査を行っていないにもかかわらず、行ったように改ざんしていたケースなどを指摘されたと聞きます。また不適切事業所2391か所の中でも悪質な不正のあった郵便局から順次、監査を進めるとも報じられています。

事業の停止処分や車両の使用停止処分は事業所ごとに出されます。2019年、ヤマトホームコンビニエンス社に行われた行政処分では、128支店中123支店で車両の使用停止処分が出され、加えて故意性が高い等の事業所へは3〜7日の事業停止処分も出されています。

長中局はユニオンの要請に対して調査結果等を回答しませんでした。社員の不安を払しょくするために、丁寧な説明を求めます。

点呼執行状況の調査結果(支社別) 日本郵便ホームページより

支社	調査結果 営業所数	判定分類					
		適切		不適切		不明	
		数	割合	数	割合	数	割合
九州	498	66	13,3%	424	85,1%	6	1,2%
会社全体	3,188	726	22,8%	2,391	75,0%	65	2,0%

支社	点呼執行数	判定分類					
		適切		不適切		不明	
		数	割合	数	割合	数	割合
九州	73,000	51,000	69,9%	20,000	27,4%	1,000	1,4%
会社全体	578,000	409,000	70,8%	151,000	26,1%	18,000	3,1%

\* 調査期間中に車両稼働が無い営業所が、九州で2 (0,4%) 全体で6 (0,2%) ある。  
\* 四輪保有台数は九州支社が3,568台。全体では35,996台

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。  
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎の  
ホームページはこちら



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。めいめい、均等待遇、なげなげ差別！ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！